

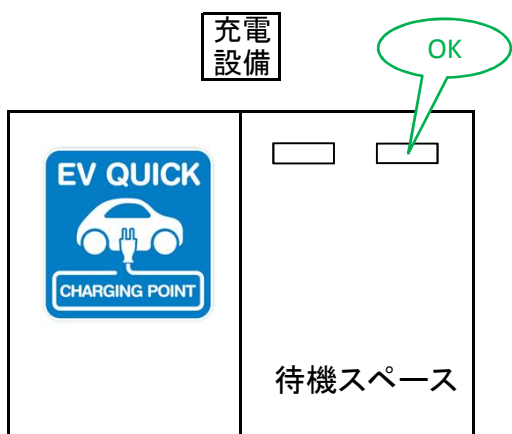
# 《待機スペースについて》

## ■ 定義

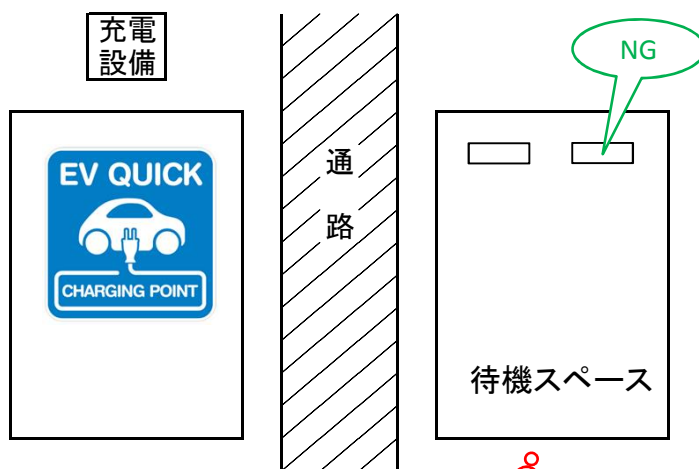
- ・充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機するスペース
- ・表示と併せて充電及び待機スペース全体の塗装も認める
- ・充電用待機スペースであることがわかる表示は必須とする

## □ 「近接した」とはどの程度までをいうのか？

ア. 充電スペースと隣り合っている



イ. 充電スペースと通路などのスペースが間にある  
→ 理由をお教え下さい。妥当性により判断します。



### ※車止めについて

"充電設備の保護部材"として車止めを認めている  
→ 上図アの車止めはOK、イの車止めはNG

必須

ドライバーから  
認識可能な範囲内  
であること

## □ 待機スペースの表示として認めるものはどれか？

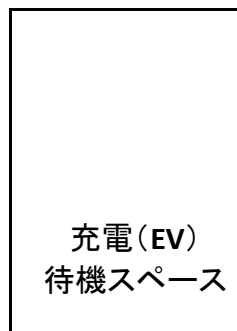
ア. 路面表示+文字  
例) 待機スペース



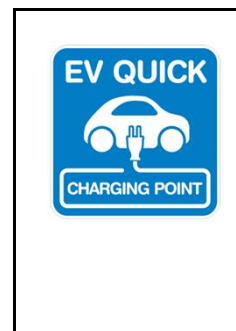
例) 待機



イ. 文字のみ  
例) 充電(EV)待機スペース



ウ. 路面表示のみ



※上記路面表示の登録商標を使用するには、東京電力の許可が必要です。